

食品循環資源の再生利用等の促進に関する食品関連事業者の判断の基準となるべき事項を定める省令第3条第2項の主務大臣が定める期間及び基準発生原単位の全部を改正する  
告示案の概要

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部  
企画課リサイクル推進室

## 1. 趣旨

食品循環資源の再生利用等の促進に関する食品関連事業者の判断の基準となるべき事項を定める省令(平成13年財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第4号)第3条第2項の規定に基づき、主務大臣は食品関連事業者の食品廃棄物等の発生抑制の目標値として基準発生原単位を定めているところ、今般、平成24年度の定期報告のデータを用いて、「食品廃棄物等の発生量」と「密接な関係をもつ値(売上高、製造数量等)」との間の関係を精査した結果、相関係数0.7以上の相関があること等が認められた業種について新たに発生抑制の目標値(基準発生原単位)を設定する。

## 2. 改正の概要

目標値について、新たに目標値を設定する業種及び目標値は以下のとおりとする。  
新たに設定する5業種の目標値の期間は、現行目標を5年間としていることを踏まえ、施行の日から平成32年3月までとする。

業種	目標値
その他の畜産食料品製造業	501kg/t
食酢製造業	252kg/百万円
菓子製造業	249kg/百万円
清涼飲料製造業(茶、コーヒー、果汁など残さが出るものに限る。)	429kg/t
給食事業	332kg/百万円

## 3. スケジュール(予定)

7月 改正告示の公布・施行